

山入会争論と山の小社——駿州谷稻葉村山神社の成立——

大塚 英二

はじめに

小稿の目的は、山神社やまのかみじやなど一般に山地・森林地帯に置かれた小社の管理と山支配のあり方がどのような関わりを有していたか、先取りして言えば、そうした小社は山の管理と直接的に結びつき、歴史的には有力村なり有力百姓の支配のもとにパラレルに存在したことを実証しようとするものである。

既に山神社などの小社が現実生活の上で消えかつ忘れられてから久しい。筆者は先に、尾州瀬戸地域の村を素材に村の景観について述べたことがあるが、ここでも山神社などの小社が近代以降神社に合祀されてしまい、その実態が失われていることを示した。しかし、近世期の村絵図には後の村社（多くは村の鎮守）以外にいくつかの小社が描かれ、また村明細帳にはそうした小社の規模と所持主体が明確に記載されることが多かった。それらは村社会の中で非常に大きな意味を持って存在したと考えられるが、果たしてその意味とはいかなるものであったのだろうか。

山神社を歴史研究として検討したものは少なく、一部の中世集落との関わりから議論するものを除けば、それはもっぱら民俗学の分野で扱われていた。山林を領する神であるとか、田の神、女性神であるとかの議論が行われている。その議論の根底にあるのは、かつて人々は様々なものにカミを見出し神体として祀ったというものであるが、こ

の山神もまたそうした日本の神性と見るだけでよいのだろうか。もう少し地域社会の現実に即した解釈が必要だと考える。近年、駿州藤枝地方の山地の利用・占有権をめぐる訴訟史料に多く接する中で、山神などの小社が成立する過程に関する興味深い事例に遭遇した。どのように村々は山神を祀るようになったか、より実際の解釈を歴史分析としてなすことが可能となるような事例である。以下、村々と人々の営みとして山神の祭祀が行われることと絡めつつ、山入会訴訟も紹介しながら、山神社と有力百姓家の由緒について述べていきたい。

一 寛文期大沢山争論の展開と小社

谷稲葉村は現在の藤枝地域の北西部に位置した旧村Ⅱ江戸時代の行政村（現大字）で、志太山地から続く丘陵南部、瀬戸川支流谷稲葉川流域に位置する。田中藩領、駿府藩領、幕領などをへて安永七年（一七七八）からは掛川藩領となり維新を迎えた。村高四六〇石ほどの当該地域としては平均的規模の村である。本村の東部に稲葉山とも通称される同村付草山の沢山（こちらが正式な地域名称）があり、そこに山神社（今は谷稲葉神社に合祀されており現存しない）が設けられていた。この小社設立のきっかけとなったのが寛文五年（一六六五）から翌年まで争われた大沢山入会争論であった。本節では、この争論のあらましを紹介しながら、小社設立の経過をたどっていく。なお、関係する地域と地名は付図に示した通りである。

寛文五年九月の史料から見ていこう。長大なものなので、主要部分のみを摘記する形で、争論の流れを表にしてみました。

付表 寛文期大沢山争論の経過

年月日	事	項
寛文5・正	<p>谷稲葉村下組庄屋太郎兵衛が大沢山の内に新林仕立てを要求。それに対し同村上組庄屋孫右衛門は大沢山が村の草刈り山であることを指摘し、どう対応するか逆に問いただす。太郎兵衛は新林は村民のためになるから郷中へはうまく取り計らってくれと返答したので、小百姓らへこの計画が伝えられる。</p>	
同・2		<p>堀之内村が大沢山は5か村（堀之内・寺嶋・助宗・瀧沢・谷稲葉）入会の定納山だとして、新林仕立ての無用を申し出る。これに対し孫右衛門は、稲葉山＝大沢山に定納山があるとするのは納得できないとし、大沢山が入会のように思われるのは、堀之内村が近所で村中に親類も多くいるので、柴盗みが見逃されてきたからだと反論した。だから、在所付の山に新林を仕立てるのは何ら問題はないと主張。</p>
同・3・10	<p>堀之内村から使いが来て、谷稲葉山の内に同村の御朱印所があり、その境を立てるので、谷稲葉村役人の立会を要求。谷稲葉側は谷稲葉山には他郷の山はないはずと返答。すると、堀之内村から村人が山に入り、色ヶ沢と北ヶ沢の間に古林との境界を設け、その奥に大沢山の内との境界を示す立て札を建てた。堀之内村はこの年に、心岳寺の御朱印山の内に堀之内村から入る新道を作った。</p>	
同・3		<p>谷稲葉村太郎兵衛が新林仕立ての困難さを嘆いてきたが、孫右衛門はそれを叱りつけ、堀之内村が林を伐採することになっても、決して新林がつぶされることはないと励ました。</p>
同・3・26	<p>堀之内村の者100人ほどが大沢山に境界の札を立て、奥の林に進入して関の声をあげた。谷稲葉村の者が驚いていると、「朱印状」をかざし林の木を伐採すると宣言し、妨害すれば打擲するぞと、棒を持参して脅した。堀之内村の庄屋五郎右衛門は馬上から、田中藩は我々に林の伐採を下知したと述べた。谷稲葉村側は島田代官所に報告するが、代官が不在のため対策がとれないと、手代衆が返答。谷稲葉村は田中藩庁に赴き掛け合うが、藩役人は堀之内村の者を呼び確認すると言っただけで何もしない。その結果、大沢山での伐採は続いたので、再度田中藩に掛け合ったが、朱印状があるとの理由で相手にされない。3月26日から4月6日までの間に、2尺廻りないし3尺廻りの木が千本余と細木・薪が多数伐採された。</p>	
3月～4月		<p>寺嶋・助宗・宮原・瀧沢の4か村庄屋が調停に立ったが、大沢山は入会としたので埒があかず。堀之内村の百姓が大沢山に入り、3日間で500本余を伐採。細木・薪は数知れず。島田代官長谷川藤兵衛が帰国したので、谷稲葉村側は報告したが、書付による上申を求められる。</p>
同・5・21	<p>谷稲葉村が代官所に訴状を提出。代官から田中藩役人宛の添状が付けられ、訴状は田中藩に届けられる。堀之内村からの返答書と田中藩からの添状が島田代官所に届く。内済で済ますことを田中藩が提案。</p>	
同・5・26		

同・6・19	同・7・27	同・8・2	同・8・3	同・9・7	同・秋(不詳)	同・12・6	寛文6・正	同・正・26	同・正・27	同・2・2	同・2・6	同・2・28
--------	--------	-------	-------	-------	---------	--------	-------	--------	--------	-------	-------	--------

島田代官所から置塩孫太夫と横山四郎兵衛が田中藩に出向く。その後、島田代官所支配の庄屋衆と田中藩領の庄屋衆が立合つて調停を試みる。調停案は林の伐採は堪忍し大沢山を5か村入会とするもの。谷稲葉村は、御朱印により伐採したのなら仕方がないが、入会については納得できないと反論。7月まで調停したが不調。

谷稲葉村は島田代官所に調停断りを届ける。

田中藩町奉行坂氏と堀之内村代官神山氏が島田代官所に来て、その立合のもと谷稲葉村と堀之内村が対決。堀之内村は大沢山入会の朱印が瀧沢村伝兵衛方にあると主張。島田代官長谷川藤兵衛は手代の弥兵衛のところへ朱印状を見たと主張。弥兵衛は他出しており、堀之内村は弥兵衛が朱印状を隠し置いて見せないと非難。田中藩の奉行たちは、とにかく江戸に下つて訴訟せよと言ひ、埒があかず。

代官長谷川氏は、自分のところで決着は付けられないからと、江戸への出訴を申しつけたが、谷稲葉村は、田中藩主に直訴すれば埒があくと考え、路次にて直訴を敢行。この直訴は不届きであるとして島田代官に届けられ、孫右衛門と太郎兵衛は籠舎を申しつけられる。

孫右衛門と太郎兵衛がこの日から同21日まで江戸出訴することを代官に上申。この直後に江戸へ下る予定だったが、年貢納所の時期であるため延期して、来年正月に江戸出訴することを代官に上申。

堀之内村百姓は大沢山は御朱印所だと主張して、谷稲葉村の百姓が同山に入ると鉦・鎌を取り上げる。余りのことで江戸への目安に書けず。

下組庄屋太郎兵衛と同組の百姓23人がこの山論から退くことを宣言し、島田代官所に連判を差し出す。上組庄屋孫右衛門は代官所に召し出され、村が割れては訴訟には勝てぬと言われたが、たとえ自分一人になつても訴訟すると言ひ張る。孫右衛門は、下組が訴訟から退くのは、太郎兵衛が堀之内村庄屋と兄弟で、下組が地理的にも堀之内村と隣接して、百姓の中に互いに親類が多いことが理由だとする。もしこの訴訟で谷稲葉村が勝利した場合は、下組は大沢山に入れないとの手形がとられた。

島田代官から江戸訴訟について添状を貰ひ、19日に江戸へ向け出立。

勘定奉行方に出向き代官からの書状を渡す。

内寄合日に訴状を持参。裏判立合絵図作成時の誓詞案文などを貰ひ、寺社奉行方へ出頭。併せて加賀爪甲斐守の判を貰う。

訴状を正式に提出。谷稲葉村よりの江戸下向は孫右衛門ら4名。26日までに稲葉村立合誓詞と一枚絵図を作成。

谷稲葉村の者が江戸へ下向。

同・3・6	同・3・3・3	同・4・25・19	同・4・12	同・4・14	同・4・28	同・5・3	同・5・7
-------	---------	-----------	--------	--------	--------	-------	-------

評定所に出て、双方が対決。谷稲葉村からは孫右衛門ら6名が下る。そこで、立合絵図を出し、堀之内村の林伐採の様子を述べる。奉行衆が堀之内村の我が儘を指摘したのに対し、堀之内村庄屋は、御朱印が瀧沢村にあり、寺島・助宗・瀧沢村の庄屋たちが大沢山入会の証人だと述べる。谷稲葉村は、それならば御朱印を持つとする瀧沢村弥兵衛と4か村庄屋を召喚してただしてほしいとする。

江戸での様子が島田代官に伝えられ、4か村庄屋と瀧沢村弥兵衛が江戸に向かう。

谷稲葉村孫平次ら3名が江戸へ向かう。
評定所で対決。弥兵衛と4か村庄屋も出席。御朱印の穿鑿があり、弥兵衛は御朱印は存在しないと証言。また、4か村庄屋の口書に申し合わせるについても証言。堀之内村より助宗村郷藏に米1俵納める約束があるとのこと。奉行衆は4か村の者に口書の提出を求める。

再び対決。4か村庄屋は口書を提出して帰る。本日は大寄合日。この日の対決の時、奉行衆は、絵図を見た限りでは大沢山は谷稲葉村の山に見える、そのうえ林を多く伐採するなどの我が儘をしたのは不屈きであり、堀之内村百姓は籠舎に当たるのではないかと述べる。それに対し堀之内村側は、林の伐採は山境を少し伐つただけと偽りを述べた。谷稲葉村は伐採は1000本以上に及ぶとし、堀之内村の偽りを非難。自分たちが嘘をついている場合はどのような罰も受けると証言。奉行衆は、ちよと相模国の山訴訟で検使を派遣するので、駿河にも検使を向かわせ検分させる、そして偽証をした者は磔に処すると宣言。谷稲葉村孫右衛門は、検使が来れば偽証しているのがいずれか判る、こちらが偽りを述べていたらどのように申しつけられてもよいと述べる。堀之内村側も同様に述べる。江戸町奉行村越氏は、堀之内村が伐採していたのなら今謝っておくのがよい、検使が偽証を確認したら重罪となるが、今謝っておけば軽く済むと述べる。しかし、堀之内村長兵衛は言うことを聞かず。そこで、老中稲葉氏が、検使を遣わし偽証をした百姓をその論山で磔に懸けると述べ、審理は終了。

評定所で対決。検使は水野長兵衛と松平又兵衛の2名に決定。谷稲葉村・堀之内村双方から口書を出す。谷稲葉村は2尺廻りから3尺廻りの木材1000本以上と細木数多が伐採されたとするのに対し、堀之内村は山の境を2間×50間伐つただけと主張。4月19日までは検使と奉行が双方を召出しし事情徴収。4月20日に孫右衛門らが江戸を発つた。

検使が相模の訴訟のため江戸を発つ。谷稲葉村は助兵衛を遣わして検使らの様子を窺わせる。孫平次らが検使を迎えに吉原宿に行く。4日の晩に助兵衛が相模より戻る。

奉行衆が藤枝に到着。8日に谷稲葉村を通り、論山へ入る。稲葉口で下組の太郎兵衛らが奉行衆と目見えをして、公事から退いたことを述べたが、お構いなし。検使らは、大沢山の新境を伐採したという所へ行って

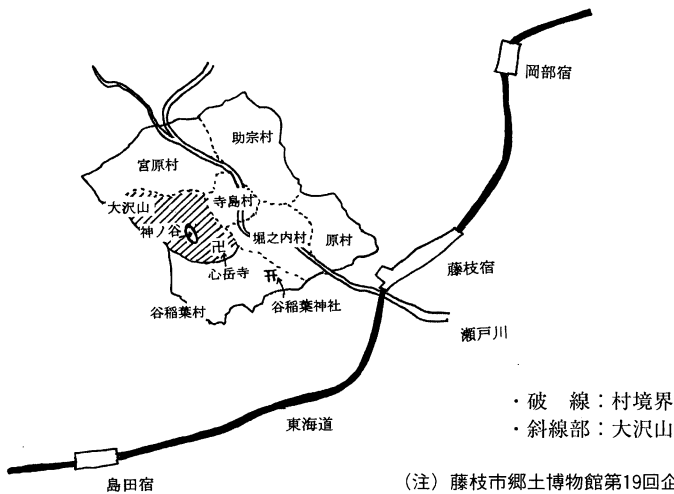
同・5・9	大沢山と堀之内村に關わる絵図を作ることになったが、堀之内村側は描き方に納得しなかつたため、絵図は作成されずに終わる。
同・5・10	孫右衛門ら谷稲葉村百姓が江戸へ向かう。検使衆の所へ出向く。
同・5・12	双方が評定所にて対決。検使と奉行衆が出てきて、堀之内村の偽証を明らかにする。五郎右衛門は籠舎となる。長兵衛の、伐採は孫右衛門によるとの偽りの発言は取り上げられず。
同・6・3	谷稲葉村勘右衛門と入れ替わり作蔵が江戸へ向かう。
同・6・4	双方が評定所にて対決。奉行衆は、今回の山論は谷稲葉村のほうに理運があり、堀之内村は証拠もなく偽りを述べているので、公事に負けたとする。その上で、林伐採の科で堀之内村百姓には籠舎と過料金10両を申しつけた。裁許絵図面の山境に評定関係者の印判が押され、裁許文言が裏書され双方に渡った。谷稲葉村は、評定所大寄合日・立合日に7度出て対決し、山論に勝利した。
同・6・5	谷稲葉村百姓は江戸を發ち、島田代官所手代衆に訴訟結果を報告。今回の山論について立願した通り、大沢山のうちに山神・天神の両宮を建立することを願う。神之谷に新林を仕立て、そこに社を造ることが提案され、認められる。その宮と林は孫右衛門の管理となった。
同・6	江戸へ何度も出向き訴訟に關わつた谷稲葉村の者たちが孫右衛門の所へ来て、山論を後世に伝えるため、自分たちも少しづつ新林を仕立てたいと述べる。そこで、「せうたく山」に新林を仕立て、五等分して持つことにした。後の1人分の新林追加も含め、孫右衛門が手代に断ることになった。

付表を通覧すれば一目瞭然であるが、寛文五年（一六六五）から同六年にかけて谷稲葉村と堀之内村との間で争われた大沢山争論は、すべて谷稲葉村の主張が認められる形で、堀之内村の責任者Ⅱ庄屋は籠舎に処せられ、金一〇兩という多額の過料も科せられ、終結した。それは大沢山を谷稲葉村付の山として認め、他村からの入会権を排除し、谷稲葉村に一元的支配権を与える内容であつた。争論は、谷稲葉村が幕領、堀之内村が田中藩領であり、異なる支配

の下で行われたので、最終的に幕府寺社奉行所の扱いのもと、評定所まで持ち込まれ、裁許が出されたが、検使の派遣と検分という厳密な手続きにより、厳正な結論が出されたと判断できる。

そこで、小稿のテーマに関わって注目すべきは、一つにはこの争論から早々に谷稲葉村下組が外れたということである。本来、一体となって闘うべき村内の組が二つに分かれて、一方が争論の相手に内通するような動きを見せたという問題である。

下組は隣村である堀之内村と様々な面で関係が深く、決定的対立を望まなかったということが理由として挙げられるが、それ以外にも谷稲葉村に元々内在化していた上組と下組の対立、なかんずく上組孫右衛門（伊久美氏）の権限の強さに対する反発が背景として存在したように考えられる。この分裂が結果として同村内での新たな争論の火種となり、以後二〇年以上にも亘って「かうのや」新林に関わる争いが続くのである（そして、この第一の点は第二の問題点ともつながる）。すなわち、寛文期に上組主導で対外的な山論に勝利した上組の者たちは「かうのや」に小社を建立し、山支配の記念としたのであるが、それが上組なかんずく孫右衛門家（後に孫平次）の村内での権限を更に押し上げてしまったのである。



付図 大沢山争論関係図

(注) 藤枝市郷土博物館第19回企画展「志太地域における領主支配図」より作成。

寛文期の争論で注目すべき二つ目は、言うまでなくこの小社＝山神社設立の経緯である。山神は山支配の象徴として、山論を闊った者たちの記念碑として建立されたのであり、この点が非常に注目されるのである。しかし、表の元となった寛文期の史料では小社設立のニュアンスが十分伝わってこない。そこで、その後には争われることになる同一村内での山論史料を検討する。実は、こちらの方が小社についてより突っ込んだ説明と議論が展開されていて、山神社の支配と村内での実態が明確に浮かび上がってくるのである。

二 谷稲葉村内での山論と小社

寛文期の山論で勝利した谷稲葉村であったが、それは上組のみの成果であり、争論から退いた下組は大沢山での用益権を喪失した。しかし、山を利用せずに百姓成り立ちを続けることは困難であり、下組は様々な形で詫びを入れ、寛文九年（一六六九）末には大沢山の利用を許されるまでになった。そうした経緯を史料から見よう。

（史料1）

手形之事

一去ル巴年三月も午六月迄当村と堀之内村と大沢山六ヶ敷出入二付、右当村惣百姓一同ニ御座候処ニ、同巴極月至而下村百姓廿三人者右之山論ニのき候而、堀之内と一身之連判仕候ハ、山へ入れ可申と申す、むる者共御座候故、御代官様へ口書之連判同意ニ差上候而、只今迷惑仕候間、様々詫言仕候、如此手形差上申候、若此儀ニ付御代官様も御穿鑿御座候ハ、拙者共罷出其申分可仕候間、向後ハ山へ御入可被下候、自今以後者御公儀様御納所ニ付、万事御手前一同ニ御さしひき被成可被下候、為後日依而如件

稲葉村

寛文七未年十二月五日

門三郎印

(史料2)⁶⁾

手形之事

一先年堀之内村と稲葉村と大沢山出入六ヶ敷御座候処、孫右衛門方之理運ニ罷成候ハ、大沢山へ一円入申間敷候と、御代官様江連判之手形差上候而公事ニのき不屈仕候へ共、只今大沢山へ入不申候而者身代つふし申仕合ニ御座候ニ付、御扱衆当村心岳寺様并ニ高根村式部様・藤枝宿万久・青嶋村五郎太夫殿・五郎左衛門殿何も様頼入候而、孫右衛門殿方江様々ニ佗仕候得共、一郷之儀ニ候上、内々ニ而和談被成候而、自今以後ハ大沢山へしは薪取候筈被成候、忝存候、為後日連判手形仕候、依而如件

寛文九年

稲葉村

酉霜月廿一日

太郎兵衛印

小兵衛印

(百姓一七名略)

同村

庄三郎印

孫右衛門殿

吉十印

同組頭中

伝兵衛印

同村

孫右衛門殿

并二組頭中

(史料3)^⑦

島田御役所御手代衆様御切紙写

切紙二而申越候、先年稲葉村と堀之内村と大沢山出入之節孫右衛門組之百姓理運ニ成候ハ、大沢山江一切入申間敷由太郎兵衛組之百姓共此方江手形上ケ置候、誠ニ唯今彼山へ入申度旨申断不届ニ被思召候得共、心岳寺御肝煎を以内々ニ而和談仕候由、一郷之儀候間相濟尤二候、以上

西十一月十七日

河井五兵衛 御書印

飯塚太郎兵衛 御書印

谷稲葉村

孫右衛門殿

史料1は、寛文七年(一六六七)すなわち谷稲葉村と堀之内村の争論終結の翌年に、下組の一部の者(門三郎ら四名)が山用益権の喪失に堪えられず、上組側に詫びを入れてきたことを示すものである。門三郎らは、堀之内村と「一身」になれば山に入れるとそそのかす者がいたため下組の口書に同意してしまったと述べているが、要するに、下組の中に離反者が出たのであり、上組孫右衛門の求心力が増しつつあることを示している。

史料2は、寛文九年(一六六九)十一月に至り、ついに下組全体が村内の心岳寺を始めとした仲介者をもって上組に詫びを入れ、山用益権の回復をなしたことを示すものである。史料1での四名を引いた残り一九名が連署して詫びを入れている。同一村落としてのよしみから認めるとしているが、太郎兵衛ら下組百姓の地位が相対的に上組に比べて下となつてゐることは否めない事実であろう。なお、史料3は、史料2に先だつて、島田代官手代衆が下組の用益権回復要求を叶えるべく動いた確認書(手代連署の孫右衛門宛書状)である。手代衆は、一旦用益権を放棄しておきながら再び求めてくる下組の態度を不届きとしながらも、百姓成り立ちのためには致し方ないとして確認をし、それに基づき上組も詫びを受け入れ用益権を渡したのである。

以上のように、谷稲葉村下組は大沢山争論終結から三年が経過した段階で、再び同山入会権を確保するのであるが、やはり争論から退いたことが尾を引き、その後の入会権は制約されがちであった。そのため、次に史料4で示すように、同一村内にもかかわらず下組百姓は組の利害を前面に出した形で、孫右衛門の後継庄屋孫平次と対決するようになる。やや長文だが、小社設立に関わる重要な論点が含まれるので、全文を掲げよう。

(史料4)⁸

(表紙)

「 文久癸亥年

元禄式巳年

長谷川藤兵衛様御裁許状写

九月

」

谷稲葉村庄屋孫平次と下村百姓出入并上村百姓角平と下村百姓林論僉議之上申付候覚写

一角平申出候ハ、親代も林置候林下村之百姓何方へも断不申、当二月廿九日大勢押込伐取申候二付、相改候処、添林を仕候ニより伐取候と偽申候故、則御手代平口半助殿江断申候二付、御状被遣候処、上村庄屋組頭者出合候得共、下村之者出合不申候、右伐候木数百本余之内尺七八寸廻り之木も御座候、拙者代々之林被伐取候而迷惑之旨訴申出候事

一下村百姓共申候者、角平林之儀者先年以相談角平二林させ置申候処、外山江林出候二付添林之分二面、当春川除井堰之杭木二伐申候古林江者手入不仕候由申之

右論所之林度々遂僉議候処、双方之申方不分明候ニ付而、為檢使手代曾根善太夫・平口半助遣之見分爲仕候処、古林・新林之訳不相見、角平林添候様二者見及不申旨申、上者角平林ニ無紛相聞候、殊角平先年林置候外林出シ不申候旨誓紙可仕由申之、下村之者も角平誓紙仕候ハ、角平林たるへく候、然共新林仕添候ニ紛無

御座ニ付伐取候上者、下村之百姓共も林添候義無紛旨誓紙可仕由口書仕出候ニ付、押込、木を伐取候科分免之候間、双方誓紙可仕候、林者角平林ニ相究申付候事

一 下村百姓共申出候者、稲葉山之儀先年堀之内村と致相論、於江戸御僉議之上稲葉山ニ被為仰付候繪図御裏書、稲葉村可為進退と御文言御座候処、庄屋孫平次沓人支配之様ニ申成、所之百姓をせはめ、大分之新林仕置候、右御裏書前方不奉拝見不存候而、孫平次ニ永々為致自由置候、廿年以前かうの谷山村中以相談郷林ニ仕、則山神・天神を祭、其宮造営入用迄家別ニ出置候処、両宮山共ニ御除山と御公儀様江書上ニ仕、孫平次一分支配之様ニ木を伐出商売仕、川除御普請ニも沓本も伐せ不申候、右山論之節江戸入用金下村百姓方も沓人前金子三分も出之山へ入来候、惣入用之儀者上分之百姓五十人而不残相済候得者、下分も取候金子者孫平次取込ニ相見へ候、廿年以来之元利式百兩余ニ罷成候間、惣百姓方江相渡候様ニ申付くれ候様ニと訴之候

一 庄屋孫平次申候ハ、廿四年以前稲葉村と堀之内村山論ニ付、江戸へ度々罷下御僉議之上御檢使被仰付、拙者共理運ニ罷成、繪図御裏書御印形頂戴仕罷歸候、公事以前相談申候者、山論理運仕候ハ、山神・天神兩社稲葉村山之内ニ建立可仕と致立願候処、理運ニ被仰付候故、立願之通かうの谷と申所ニ兩社造立仕候、其刻公事精分出候ためニ兩社之林拙者支配ニ仕、祭礼修復等者我等ニ相勤可申旨、上村之百姓以相談右之意趣、其外其節之様子書立、百姓連判之書物所持仕候、兩社之内一社ハ拙者古林之内江引取造立、祭礼拙者仕候、兩社之林相談ニ而仕立候節、江戸江一同ニ下り申候百姓之分も銘々ニ新林仕致所持候、拙者儀兩社林之外新林一円不仕、十五年以前駿府寺社御奉行様方も御改之節兩社二者宮領無御座旨申上候処、林之儀御尋ニ付、御繩除と書上申候儀紛無御座候、元來稲葉山之儀先年相論之節、下村太郎兵衛組之百姓一同ニ立退他領と一味仕候処、拙者親一分ニ上村百姓一同仕江戸へ罷下理運ニ被仰付候ニ付、下村之者一円山江入不申候処ニ、心岳寺并近村之庄屋を頼、拙者方江様々侘仕、山へ入来、至只今上村之者持候林伐取、其上山神林迄村江取可申旨我ま、成申方ニ御座候間、先年下村ら差上置候手形之通山江入候儀罷成間敷候間、此段被仰付可被

下旨訴之候

右之趣度々召寄令僉儀候処、孫平次申通稻葉山之儀先年堀内村と致相論、江戸へ罷下候節、下村太郎兵衛組之百姓共立退、他領と一味之申方ニ候故、其刻口書取置之候、右山論於江戸御僉議之上為御檢使水野長兵衛殿・松平又兵衛殿被 仰付、御見分之上稻葉村理運ニ被 仰付、繪図御裏書孫平次致頂戴候、依之下村之百姓右之山江出入仕候儀、上村も相留候処、心岳寺并近村庄屋共親藤兵衛方江達而致訴詔候ニ付、其旨孫平次ニ為申聞、和談為仕、下村百姓も一同二人來候儀無紛候得者、山之儀ニ付下村之百姓何とも可申出儀有之間敷処、此度上村之百姓所持之林伐取、其上宮山之儀村林ニ願候段、下村之百姓共不屈千万成申方ニ相聞候、殊先年山論相濟候以後、上村之百姓共立合相談之上、諸事を相究、委細書立、庄屋方ニ差置候書物有之付、右書面之様子ニ而者猶更下村之者申方弥不通ニ存候旨申渡候処、連判之内九左衛門・助兵衛印判相違之旨申出候ニ付、大切之儀申候段如何之旨令僉儀候処、印判実印ニ於有之者、何分ニも可被仰付之旨口書仕出候ニ付、跡々上置候宗旨改帳相改、其上孫平次方ニ仕置候手形等取寄、印形引合見候処、九左衛門・助兵衛印判少も相違無之候処、孫平次此度為証拠連判之書物出候、判形謀判之様ニ申掠候段、九左衛門・助兵衛不屈千万徒者ニ相聞候条、籠舎ニ申付置候、此上致了簡江戸へも申上、御下知次第急度可被 仰付儀可有之旨、兩人之ものニ申付候事

一 孫平次支配仕來候両宮之内天神之社者孫平次古來も持來候林之内へ先年引取、山神宮者村中以相談仕立置候林之内ニ建置、修覆祭礼孫平次相勤致支配來候儀無紛、殊山論之時分以相談立願ニ山神天神致勸請かうの谷林置候と、其節之覚書ニ記置候処、村林ニ可仕と下村之百姓訴候段不謂儀ニ相聞へ候、先年既入会ニ可被成哉之刻、孫平次并上村之百姓共精分を以跡々之証拠申立、稻葉山ニ被 仰付、其上為立願兩社を祭林ニ仕立、孫平次支配仕來候儀無紛上者、向後弥孫平次可為支配候、然其兩宮林之儀者稻葉村付之山ニ候処、對駿府寺社奉行兼江御繩除と孫平次書上之儀不屈ニ存候、依之為科分日数廿日籠舎申付候、自今以後も稻葉村付之山

二而社領山二者無之候事

一先年山論ニ付度々江戸江罷下候入用金之儀、上村百姓方も不殘埒明候、以後下村も又出之候分者孫平次取込之様ニ下村之百姓共出之書面ニ相見へ申といへとも、是以右山論落着以後、上村百姓立合連判仕置候書物之内ニ明細ニ記置候上者、孫平次取込とハ不相見候、右入用金之儀者下村も上村江遂断出之山江入申上者、下村百姓共申方不宜存候、右之通入用金下村よりも出させ、其上和談仕入來候処、至只今下村之百姓共山江入間敷旨上村之者共申候段如何ニ候間、跡々之通上村・下村一同二山者可為入會旨双方江申渡候者也

元禄貳年巳七月九日 長谷藤兵御印

右之裁許状双方江相渡置候、以上

この史料は、寛文期の争論史料と同様やはり文久三年（一八六三）に写されたものである。山入会については繰り返し争論が惹起していたのであり、幕末期に至るも真の意味で最終的な決着は付けられなかったのではないか。それはさておき、元禄二年（一六八九）、即ち寛文九年（一六六九）からちようど二十年後に、村内での山論という形で、谷稲葉村上・下両組の力関係が文書の上で確定したのである。それは島田代官長谷川藤兵衛による裁許となって表された。

事実関係を追つていこう。上組角平は、その父親が寛文期の堀之内村との山論において江戸訴訟に村の代表として出向いたのであろう。訴訟勝利の記念と思われるが、父の代から林を置いているという。その林に下組の者が断りなしに入り込み伐採してしまったのである。これが元禄二年二月二十九日のことであった。角平は代官手代の平口半助に訴え出、上組は呼び出されたので出頭したが、下組は出頭しなかった。樹齡三〇年を超える樹木百本以上が伐採され、甚だ迷惑をしていると、角平は嘆いている。

下組は角平の林のあることは自覚しているが、その林が持分を越えて出て添林（これが山の使い方として違法であ

るといのが下組の主張)となつてゐるところを伐採したままで、元の林には手をつけていないという。

双方の主張は不分明であるとして、代官は検使として手代の曾根氏と平口氏を派遣して論所の検分を行った。検分の結果、角平が添林したようには見えず、角平も林を外に出したことはない旨誓詞を出すと言ふ。また、下組も新林として持ち分を越えて出たことに間違いないとし、こちらも誓詞を出すという。両者の言い分をたてる形で、下組の伐採については赦免し、林は角平の林とすることで決着した。

角平の林の一件はこれで済んだが、これからが下組の本来の申し分であつた。即ち、寛文期の堀之内村との山論で勝利した際、その裁許絵図裏書きにはどのような文言が入つていたかと、下組は問う。大沢山は谷稲葉村の進退とする文言のはずだが、現実には庄屋孫平次一人の支配のようになって、村の百姓の利益を狭める新林を大量に仕立てる結果となつてゐるのではないかと言ふのである。そして、孫平次(伊久美家)が永々と自由にしてきたため、二〇年以前に村中相談で「かうのや山」を郷林にして、そこに山神と天神を祭り、造営入用等を家別に負担してきたものを、両宮山とも除地の山と幕府に届け、孫平次の自分支配のように伐木して商売をし、川除御普請用にも木を使わせないというのである。先の山論に際しては江戸訴訟費用として下組からも百姓一人当たり金三両出させ、下組に入山させていたが、訴訟費用は上組だけで賄い、下組からの出し分は孫平次がすべて取り込んでしまつたのではないか。二〇年を経過してそれらは元利合わせて二〇〇両以上に上るのではないか。惣百姓にそれらを還元すべきではないかと訴えるのである。

これに対して孫平次は、つぎのように返答した。即ち、二四年前の山論で勝利した際、公事以前に山論に勝つた場合には山神と天神の両社を谷稲葉村の山に建立すると立願したところ、勝利したので、立願通り「かうの谷」に両社を造立した。その時、訴訟に出精するため、両社の林は自分(孫平次)支配とし、祭礼や修復も自分が勤めると決めたのである。そのことは上組の百姓の了承するところであり、百姓連判の書物もある。両社のうち一社は自分の古林の中に引き取り、祭礼も自分で行つてゐる。両社の林を仕立てた際には、江戸訴訟に出向いた者の分も銘々新林とし

て仕立て所持されている。自分には両社の林の外に新林は一切ない。一五年以前に駿府寺社奉行による社領等の改めがあった時には、両社に社領はなく、林は繩除けされていると答えたと言うのである。そして、続けて孫平次は、先の訴訟で下組が公事から退き他領と一味をなしたことを非難する。本来下組には山利用権はないのであるが、様々なところから詫びが入れられ、許され入山してきたのである。それなのに、上組持ちの林に入り、更に山神社の林も奪おうとする我が儘は許し難く、先の手形の通り、山用益権の放棄を代官から申しつけてほしいというのである。

両者の申分を吟味したところ、上組孫平次の言うとおり、下組には山用益権放棄の過去があり、それを弁えずに上組の百姓持ち山を伐採するばかりか、宮山を村の林にしようとすることは不屈き千万であること、更に先の山論以後、山の支配に関する申し合わせがなされ、その書物＝連判状が庄屋方にあるが、それに照らしても下組の言い分は通らないことが、代官から申しつけられた。すると、下組はその連判状の下組関係者（九左衛門と助兵衛）の署判は偽物であると云ってきた。これは非常に重大なことなので詮議することになり、以前に作成した宗門人別帳における九左衛門と助兵衛の署判と連判状のそれが比較検討された。その結果、孫平次の示した連判状は本物と判明し、それを偽物として欺こうとした九左衛門と助兵衛は「徒者」として籠舎を申しつけられたのである。

最終的な結論としては、両宮のうち天神社は孫平次の持林の内に引き取り、山神社は村中が相談して仕立てた林の内に建て置き、その修覆・祭礼は孫平次の支配によることが確認された。特に、山論に際しての立願によって両社を勧請して「かうの谷」に林を置いたと覚書（伊久美家文書）に記されており、両社の林が「村林」であるとする下組の議論を一蹴したことは、両社を管理する孫平次にとって最も求めていた裁許であった。両社の林は「祭林」として孫平次の管理することが確認されたのである。しかしながら、両社の林はあくまで谷稲葉村付の山であるから、駿府寺社奉行に対してその林を繩除だと説明した孫平次もまた不屈きであるとして、科料日数二〇日分の籠舎が申しつけられたのである。あくまで社領山というものは存在せず、谷稲葉村付の山であるとされたのである。

また、江戸出訴費用における下組出し分の孫平次取り込みの疑惑については、もともとは上組のみで出訴費用を

賄ったものの、その後下組も山入会権を得たからには、訴訟費用を負担するのは当然であり、経費の内訳は先の連判状にも分明であるとして、疑惑は否定された。そして、かつて和談したものを今になって下組が問題にするのはおかしいし、また上組が下組の入山を差し止めるのもおかしいとして、前々の通り両組「入会」とすることを、代官長谷川藤兵衛は申しつけたのである。

ここで、山神・天神の両社についてその成立過程をまとめてみると次のようになる。即ち、両社とも中世段階から山（大沢山）にある社ではなく、山入会争論の過程で谷稲葉村上組が訴訟勝利を祈願する形で勧請することになったもので、設立は訴訟終結後と見られ、宮は勝利後の記念碑としての意味を持つこと。そして訴訟の中心人物たちがその論功行賞の一種として宮林を仕立てることを許されたこと。更に、訴訟を全面的に指導し経済的にも支えた上組庄屋で最も有力な土豪的百姓であった伊久美家が、より大きな宮林を所持するとともに、宮の大半の管理を任せられ、一部は伊久美家自身の所持そのものにかかるようになっていたことである。なお、宮林はその成立過程から見ても、大沢山という村付の山における林であるから、基本的属性としては村の山と同質性を有するものの、いわゆる村惣中が持つ入会山としての山林ではなく、林を置いた一部百姓集団の持山としての性格を有していた。つまり、個別の百姓が用益権を持ち山年貢を納める定納山として位置づけられたのである。その意味では社領として縄除^{II}除地された所持地ではなかったのである。

以上から、村が山に持つ山神社などの小社が超歴史的なアニミズムを源流に持つものではなく、むしろ村社会的な山利用・山所持に関わるところに起源していることが窺われよう。それは、中世以来の土豪的百姓の用益権を改めて確認する場合もあつたろう。山に関する支配が幕藩領主による御林ならびに林奉行の設置を一つの契機に確立すると言われ、その時期が一七世紀後半（寛文から貞享期）とされることから、ちょうどその時期に入会争論という形を取りながら、入会権の確定も行われたと考えられる。まさにその所産として誕生したのが山の小社であった。

小稿は、山神社など山地にある小社がどのような経緯で成立したか、そしてどのように管理されたか、小社は山地の所有といかに関わり結びついてきたかを検討したものである。そこで、こうした論理を普遍化するために、谷稲葉村とながりの深い原村（同族団伊久美氏が共同団首長のようにして存在する）の事例に触れ、まとめをしたい。既に、原村の事例については別稿^⑧で述べているが、ここでは小社に特化した議論はしていないので、改めて事例を紹介する。安政二年（一八五五）、谷稲葉村に隣接する原村（現藤枝市音羽町付近）の伊久美氏（孫右衛門）は同村に所在する三つの小社にかかる社領を、百年という時間的隔たりの後、村方から奪い返そうとして訴訟を提起した。この社領は、かつて伊久美氏が分家に渡したものが何らかの経済的理由から村方に渡り、既に長期間村賄いとなっていたものである。

原村には五つの小社があり、社領を含めたそれらすべての管理を正保期（一六四四〜四七）までは伊久美本家が行っていたという。小社は原村支配の山中にあったと思われ、その支配は同家の山札支配とセットになっていた。同家が庄屋から退いた段階とほぼ一致すると思われるが、五つの社領のうち三つを任された分家が村役人となった時期に、この山札支配も分家のものとなっていた。ところが、この分家が約八〇年後の享保期に潰れてしまい、社領支配と山札支配が宙に浮いた状態となったのである。本来ならば、この段階で本家伊久美氏は経済的な肩代わりを行い、二つの支配をもう一度掌中に引き戻せばよいはずであったが、それはなされなかった。おそらくそれを行うだけの経済的余力もなかったのであろうし、また山札支配自体もその段階では村（村役人）がなすものとして認識されていたのであろう。

争論の結果は、経済的危機に瀕した伊久美氏を助成する名目で社領などへの対価は支払われたが、同氏の主張は基本的に認められるものではなかった。歴史的に見ると、山の支配及び、そこに存する小社の管理（社領賄いを含む）

は、有力百姓の手から村共同体（惣中）へと移っていったと考えられる。

以上を一・二節と併せまると、次のように論理化できよう。即ち、山の小社支配は常に山の所有との関わりにおいて位置づけられるのであり、山神などのマジカル性は俗的な所有関係に従属する形で近世以降は存在していたのである。しかも、そうした小社自体が支配＝所有を契機として成立する場合もあったのであるから、むしろ俗的な関係性を維持するために新しいカミが作られる場合もあったことが暗示される。おそらく、近世は中世とは異なるレベルでカミを登場させたであろうが、そのレベルと質をめぐって更にこうした事例を積み重ねていく必要があるだろう。

なお、田地や屋敷の保護のためにその上にあたる山の険しい部分に「林を立てる」ことは一般に行われていたようであるが、小稿では、それとは別の形（論理）で山野の境界に林を立てる行為がなされたことを確認しておきたい。それは境界の目印であるとともに、境界決定の記念として置かれたのである。そして、そこには本稿で見たように山の小社が建立されることもあった。百姓の屋敷林＝居林の奥に氏神が祀られる光景はどこにでもあるが、このカミのあり方と小稿の事例の小社はその本質を同じにしているだろう。つまり、屋敷林は屋敷としての空間の境界を表現するものであり、その氏神は境界を守護するものとして、同時にそのイエ成立の記念碑でもあったと考えられるのである。

注

- ① 林英夫・青木美智男編『辞典 しらべる江戸時代』（柏書房、二〇〇一年、一三一頁）を参照。
- ② 大山喬平「ムラを忘れた歴史学」『歴史評論』七〇九号、二〇〇九年は、中世の村・集落と山神との関わりについて、その検討の重要性を指摘している。
- ③ 堀田吉雄「山の神信仰の研究」伊勢民俗学会、一九六六年）及びナウマン・ネリー著（野村伸一訳）『山の神』（言叢社、一九九四年）等を参照。
- ④ 以上については、『角川日本地名大辞典 静岡県』参照。

⑤⑥⑦⑧ 藤枝市谷稲葉 伊久美光子氏所藏文書。

⑨ 深井雅海「材木(石)奉行並びに林奉行就任者について」(徳川林政史研究所研究紀要「昭和六一年度、一九八七年」)によれば、幕府での林奉行の設置は貞享二年(一六八五)のこととされる。また尾張藩では、諸説あるが、寛文期のこととされている。これについては、林董「尾張藩公法史の研究」(日本學術振興会、一九六二年)及び鈴木重喜「瀬戸地域における在地水野氏の動向と林奉行の設置」(「正眼短期大学研究紀要」3、一九九三年)を参照。

⑩ 拙稿「近世期有力百姓の山緒と山地(やまぢ)支配」(「愛知県立大学文学部論集」五二号、二〇〇四年)。

⑪ 向山雅重「林を立てる」(「伊那路」五卷九号、一九六一年)参照。

訂正

二頁後ろから二行目の寛文五年九月の史料のあとに「大沢山論之次第覚書写」(藤枝市谷稲

葉 伊久美家文書)を挿入して、寛文五年九月の史料「大沢山論之次第覚書写」(藤枝市谷

稲葉 伊久美家文書)とする。